

日本労働年鑑 第50集 1980年版

The Labour Year Book of Japan 1980

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

4 労働条件等をめぐる政策

労働時間対策

労働時間の短縮については、行政指導により、漸進的にすすめる政策がとられているが、中期労働政策懇談会(隅谷三喜男座長)の提言(七八・七・二〇)における時間短縮対策は、基本的にはこの方針を踏襲しつつ、政府がより積極的・計画的な姿勢をとるべきだとしている。すなわち、労働時間短縮は、「労使の自覚と自主的努力」がその基盤となるべきもので、政府は、目標の提示、誘導・促進をはかる役割をになうべきであるとしたうえ、政策当局としては、「完全週休二日制および週四〇時間労働制の一般化を達成する目標年次を明らかにする」等の対策を推進すべきだとしている。また、過長・恒常的残業をなくすために「必要ならば法律上の規制の強化を含む」措置を検討すべきだと述べている。法律による残業規制強化について言及したのみでなく、週四〇時間制についても、その実現を課題として提案したことは、政府への提言としては注目に値するものであった。週四〇時間制の実現は、新経済社会七ヵ年計画に盛り込まれることとなった。

行政指導については、本年鑑前年度版に紹介した(一九七九年版五三三～五三四ページ参照)、労働事務次官通達による、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の消化促進、週休二日制の推進にかんする行政指導がおこなわれた。通達では三六協定の適正化についてもふれられていたが、さらに一步をすすめて、労働基準法施行規則が改正され、三六協定届出様式が三〇年ぶりに改められ、一九七九年一月一日より実施された。「主要な改正点は、(1)三六協定を締結する労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合がない場合)について、その職名及び選出方法を記載しなければならないこととしたこと(2)三六協定において週、月その他一定期間について延長することができる労働時間の限度を協定した場合には、その内容を記載しなければならないこととしたものである」(『労働時報』七九年二月号)。

この改正は、労働省が七七年末におこなった行政的調査からつぎの二点が問題点として浮かび上がったことによるものである。すなわち、(1)労働組合のない場合の事業場の過半数を代表する者に、役職者がなっていたり、使用者が指名する者がなっていたりする例があった。また(2)時間外労働時間協定としては一日当たりを協定する例が多いが、その際はまれにあり得る長時間の延長を予想して協定する例がみられた。届出様式には、一週、四週、一ヵ月について協定したときの届出欄がなかった。今回の手続上の改正は、それにより、時間外労働削減について事業主の意識に影響を与え、また行政指導にも役立てようとするものである。

定年延長問題

労働省は、ここ数年来、時間短縮問題と並んで、定年延長を行政の課題としてきた。中期労働政策懇談会はその提言のなかで、高齢者の引退志向が強く現れるのは六五歳であり、これを原則的

な引退年齢とすることが適当であると述べた。また、当面は、「六〇歳定年の一般化」、六〇～六四歳層については勤務延長、再雇用に努める必要があるが、高齢化がすすむ一九八五年以降については六五歳定年にとりくむよう検討する必要があると指摘している。提言は、定年延長のため、企業内では、昇進、昇給、退職金のあり方を「根底から改める」必要を説き、また、年金、資産形成との関連で一定年齢に達した高齢者が安んじて引退できるようにすべきであるとしている。

一方、労働運動の側における政策制度要求との関連では、定年延長を法制化すべきか否かが問題となった。労働大臣は、従来からの方針により、労使の自治と行政指導によるべきだと国会等の場で意見を表明してきたが、七九年度予算案が衆議院を通過する際、与野党間の合意により法制化の可否について雇用審議会に諮問することになった。これをうけて、栗原労働大臣は、七九年六月二五日、同審議会にたいし「定年延長の実効ある推進策について、立法化問題をふくめて」意見を求めるとの諮問をおこなった。

建設業の安全衛生対策

建設業は災害の起こり易い産業で、たとえば、一時に三人以上死傷者をともなった一九七八年中の重大災害二六一件のうち一六〇件は建設業におけるもので、他産業より格段に多い。三年あまり、中央労働基準審議会労働災害防止部会建設専門委員会で審議がおこなわれていたが、七八年九月一九日審議会は要旨以下のとおり労働大臣に建議した。

【中央労働基準審議会労働災害防止部会建設専門委員会建議(要旨)】

建設業においては、他産業に比して災害率が著しく高く、災害発生件数が増加する傾向にあることは重大な問題である。その要因としてはわが国の建設業においては、注文生産が原則であることから、作業内容の変化が著しいため、作業標準の設定が遅れ、また、仮設の設備が多いため、これらに対する安全性の検討が不十分になりがちであることなど、いくつか考えられる。これに対し現在十分な対策がとられているとはいえないので、今後は、適正な工期・工程の設定、安全衛生経費の積算基準の設定、安全施工を配慮した設計の実施、安全成績等を入札参加の資格とする制度の確立強化等いくつかの対策を講じていかねばならないと考えられる。また、請負・重層下請などの事項については関係行政機関と十分な連絡をとり、さらに総合的に検討することが望ましい。(『労働基準』七八年十一月号)

粉じん障害防止規則

一九七七年じん肺法改正の際、粉じん作業場の環境を規制して、予防対策を講ずべきだとの指摘がなされたため、中央労働基準審議会とじん肺審議会で審議がおこなわれ、その答申にもとづき、七九年四月二五日「粉じん障害防止規則」が制定された。これにより、技術上の困難さなどから放置されてきた粉じん職場について、はじめて公的規制がおこなわれることとなった。

「規則の概要は、設備面の規制として、(1)特定粉じん作業(粉じん作業のうち、発じん量が多く、かつ、作業の態様、粉じんの発生の態様等からみて、一定の発生源対策をとりうるもの)を行う場合には、粉じん発生源に、密閉する設備、局所排気装置の設置等の義務づけ、(2)屋内又は坑内において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う場合には全体換気装置又は換気装置による換気の実施を義務づけている。また、設備面以外の規制としては、(1)常時特定粉じん作業従事者に対する特別教育の実施、(2)常時特定粉じん作業を行う屋内作業場の作業環境測定の実施、(3)粉じん作業を行う屋内作業場についての清掃の実施等を義務づけている。」(『労働基準』の紹介による)

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
